

○神奈川県警察情報管理業務監査実施要綱の制定について

(平成 14 年 3 月 27 日例規第 22 号／神情発第 158 号)

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察情報管理業務監査実施要綱を定め、平成 14 年 4 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察情報管理システム監査実施要綱の制定について(平成 5 年 11 月 25 日 例規第 51 号、神情発第 432 号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察情報管理業務監査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察情報管理システム運用管理規程(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 9 号。以下「規程」という。)第 37 条に規定する情報管理業務監査(以下「業務監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務監査)

第 2 条 業務監査の種類は、通常監査(第 6 条に規定する通常監査実施計画に基づき行う監査をいう。以下同じ。)及び特別監査(必要に応じて行う監査をいう。以下同じ。)とする。

(責務)

第 3 条 総務部長は、業務監査に関する業務を総括する。

2 総務部情報管理課長(以下「情報管理課長」という。)は、業務監査の計画、実施等に関する事務を行う。

(監査員の指名)

第 4 条 総務部長は、総務部情報管理課の職員のうち警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員の中から監査員を指名し、業務監査の事務を行わせるものとする。

(通常監査の実施)

第 5 条 総務部長は、毎年度、すべての所属に対し、神奈川県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況全般について通常監査を実施するものとする。

(実施計画)

第 6 条 情報管理課長は、年度ごとに、通常監査の実施計画を策定し、総務部長の承認を得るものとする。

2 前項の実施計画には、監査項目、実施要領その他必要な事項を定めるものとする。

3 情報管理課長は、第1項の実施計画を策定するに当たっては、関係する所属長と協議するものとする。

(特別監査)

第7条 総務部長は、特に必要があると認める場合は、対象となる所属、監査日時、監査項目その他必要な事項を定めて特別監査を実施するものとする。

(資料の要求等)

第8条 監査員は、業務監査を実施するため必要があるときは、対象となる所属の職員に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

(報告)

第9条 情報管理課長は、業務監査を終了したときは、実施結果をとりまとめ、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(業務監査結果の通知)

第10条 総務部長は、業務監査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を、当該監査を受けた所属長に通知するものとする。

(所属長のとるべき措置)

第11条 前条の通知により改善を求められた所属長は、速やかに当該通知の内容を踏まえた措置を講じ、その結果を総務部長(情報管理課長経由)に報告しなければならない。